

# 松江市景観事前協議制度

松江市 建築審査課 景観指導係

施行 令和7年1月

令和6年10月

# 松江市景観事前協議制度について

松江市では、より景観に配慮した建物などへの誘導が行えるよう、建築計画などに反映できる早期の段階から事業者と積極的に協議・調整を行う、松江市景観事前協議制度を創設し、令和7年1月1日から運用が始まります。

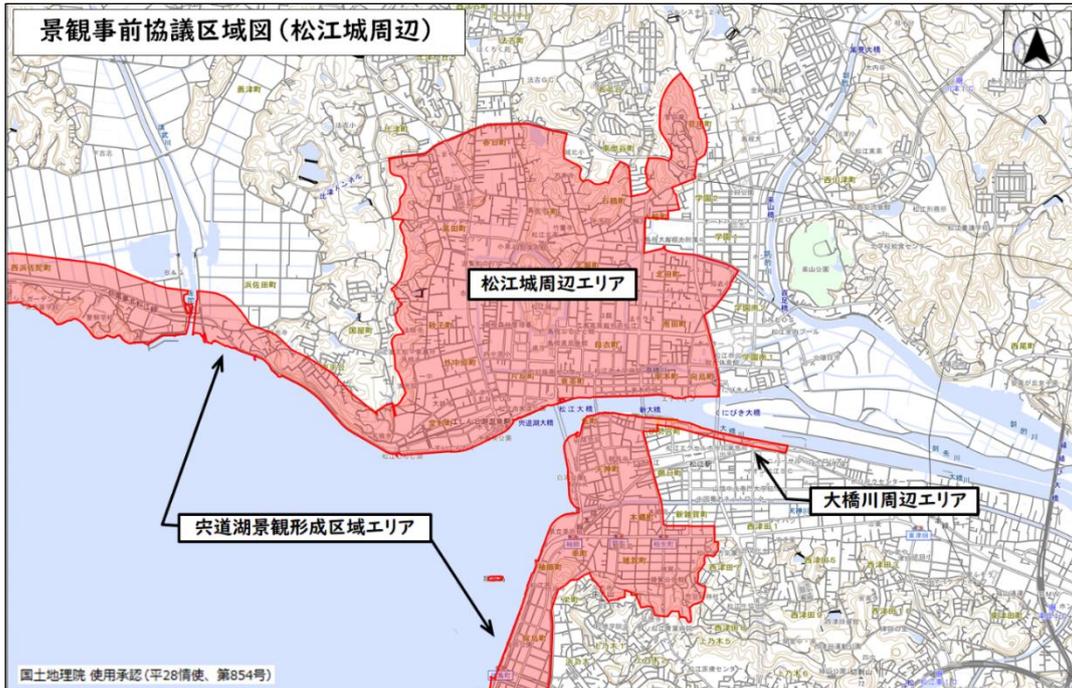
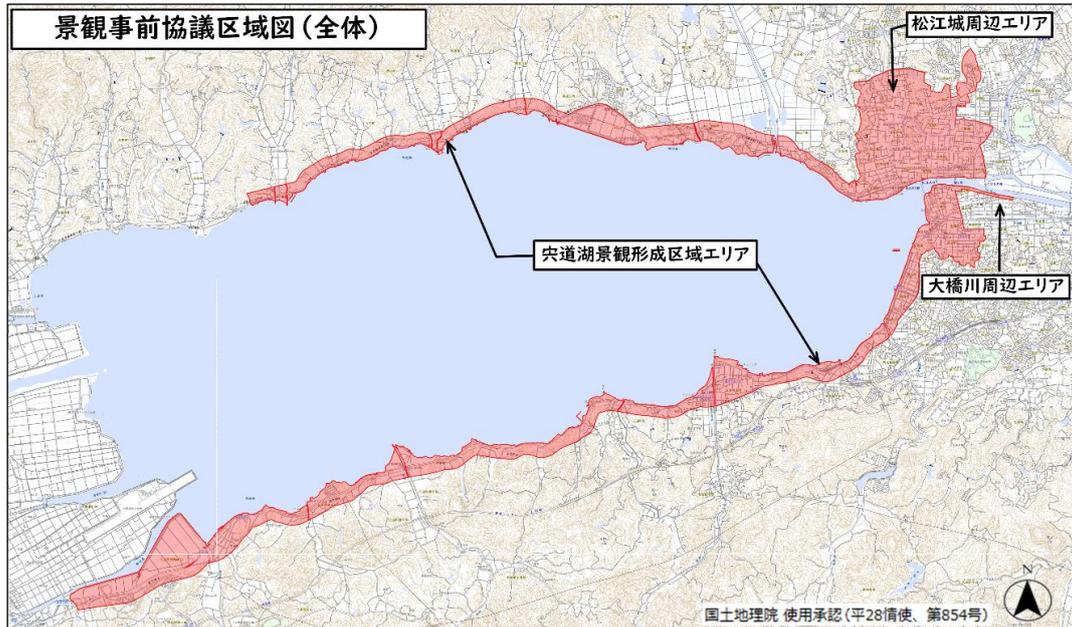
## 1 制度の概要

景観事前協議制度は、良好な景観形成を一層推進するため、景観法の届出に先立ち松江市と協議を行う制度です。

事前協議では、松江市景観審議会に設置している専門委員会（必要に応じて景観審議会）の意見を聴き、要請書を作成・通知します。事業者は要請書に対し、計画への反映を検討し、回答が必要になります。

## 2 対象区域

事前協議の対象区域は以下の図のとおりです。



### 3 対象行為、対象規模

対象行為、対象規模は以下のとおりです。

対象行為	対象規模	
建築物の新築、増築、改築	・高さが13mを超えるもの、若しくは、4階建てを超えるもの、または、建築面積が1,000㎡を超えるもの	
工作物の新設、増築、改築	・垣（生垣を除く）、さく、塀、擁壁等 ・煙突、排気塔等 ・鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 ・電波塔、記念塔、物見塔、装飾塔、風車等 ・高架水槽、冷却塔等 ・彫像、記念碑等 ・観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等 ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等 ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 ・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等 ・太陽光発電設備（建築物に附属しない太陽光発電設備に限る）	高さが5mを超えるもの  高さが13mを超えるもの、または、築造面積が1,000㎡を超えるもの
	・自動車車庫の用に供する立体的施設	高さが13mを超えるもの、または、築造面積が500㎡を超えるもの
	・電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路等（これらの支持物を含む）	高さが20mを超えるもの

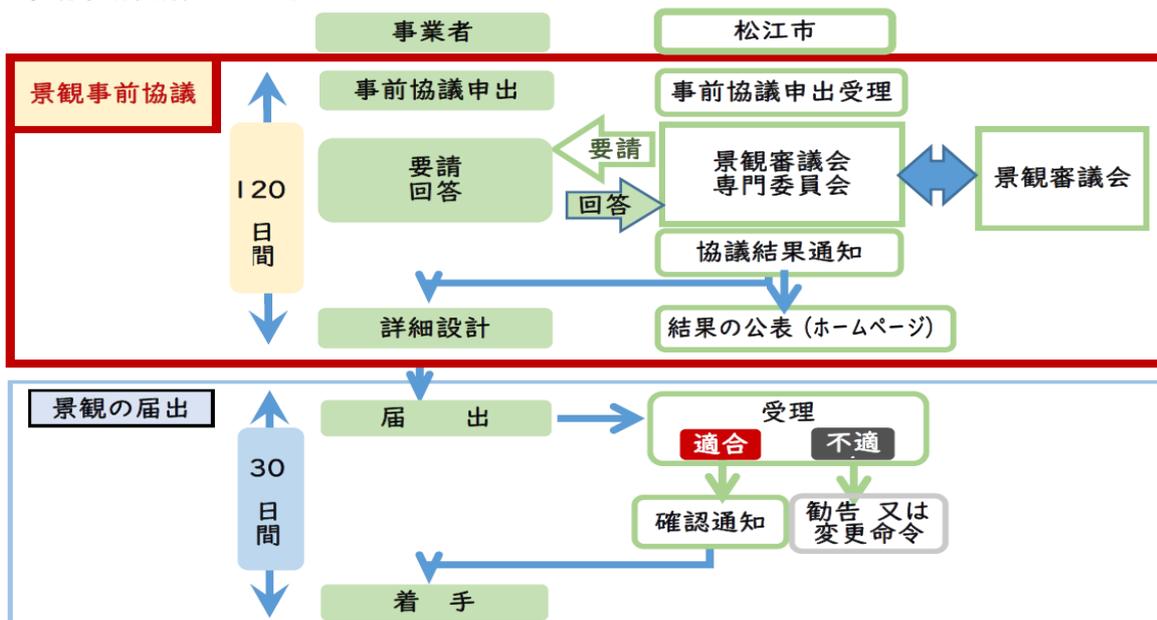
### 4 景観事前協議の流れ

事前協議対象区域において、3に示した行為をする者は、当該行為に係る計画について、あらかじめ、市長との事前協議が必要となります。

協議の開始時期については、景観法に基づく届出書提出の120日前までに申出が必要となります。事前協議では、松江市景観審議会に設置している専門委員会（必要に応じて景観審議会）に意見を聴き、要請書を送付します。

協議結果を計画に反映するため、出来るだけ早く協議を始めてください。

景観事前協議フロー図



※太枠内を景観事前協議制度として、松江市景観条例により制度化しています。

## 5 必要な手続き

### (1) 事前協議の申出

事前協議(変更)申出書(様式第2号の2)に必要な書類を添付し、申出を行ってください。申出時には、10部提出してください。

※景観審議会の審議となった場合は、部数の追加を依頼する場合があります

#### 【申出時の必要書類】

行為の種類	提出物
建築物の新築、増築、改築 工作物の新設、増築、改築	景観事前協議(変更)申出書(様式第2号の2)、位置図、カラー現況写真、配置図、立面図、植栽配置図、横断面図、完成パース、計画地周辺景観調査報告書(様式第2号の3)、景観形成計画書(様式第2号の4)

### (2) 事前協議の方法

#### ① 申出書提出(事業者→市)

景観法に基づく届出提出の120日前までに、「景観事前協議(変更)申出書(様式第2号の2)」を提出します。

#### ② 専門委員会(必要に応じて景観審議会)

提出いただいた内容を確認し、より景観に配慮した建築物・工作物になるよう、専門委員会で審議を行います。

※専門委員会は原則非公開で開催します。

#### ③ 要請書の送付(市→事業者)

専門委員会(景観審議会)の意見を踏まえて、「景観事前協議対象行為に関する要請書(様式第2号の5)」を事業者に送付します。

#### ④ 回答書の提出(事業者→市)

事業者は、要請書に対する考え方について、「事前協議対象行為に関する回答書(様式第2号の6)」により回答し、回答内容を補足するための資料を添えて市に提出します。

#### ⑤ 再協議

回答書の提出後に協議が調わないと市長が認めたときは、再度、専門委員会(景観審議会)で審議を行います。協議が調うまで②～⑤を繰り返します。

### (3) 協議終了の判断

協議が調った場合または、協議が調わない場合において申出者が協議終了の申出を行い、市長が相当の理由があると認めるときは、協議を終了します。

### (4) 協議終了後の対応

協議終了後は、以下のとおり対応します。

#### ① 協議結果の通知

市は事業者、「景観事前協議結果通知書(様式第2号の8)」により協議結果を通知します。

※景観法に基づく届出には景観事前協議結果通知書の添付が必要です

②協議結果の公表

市は、景観事前協議の協議内容（行為の概要、完成パース、協議結果等）をホームページにより公開します。

(5)協議終了後の手続き

①協議内容の変更

協議終了後に協議に係る変更をしようとする場合は、あらかじめ変更の協議をする必要があります。この場合も、景観法に基づく届出提出の120日前までに申出が必要です。

②景観法に基づく届出

協議終了後は、協議結果の通知後に、行為着手の30日前までに景観法に基づく届出を行います。

(6) 協議に係る勧告など

以下の場合に、松江市景観条例に基づき勧告及び公表を行う場合があります。

- ①事前協議を行わない、または虚偽の内容に基づいて協議を行ったとき
- ②変更に係る事前協議を行わない、または虚偽の内容に基づいて協議を行ったとき
- ③協議が終了していない場合において次に掲げる事項に該当するとき。
  - ア 景観法に基づく届出を行ったとき
  - イ 景観法に基づく届出を行わずに行為の着手をしたとき

なお、相当な理由がなく勧告に従わなかった場合については、公表することができるとします。

---

---

**【景観事前協議制度の問い合わせ先】**

690-8540 松江市末次町 86 番地

松江市役所 別館 3 階 まちづくり部 建築審査課 景観指導係

TEL：0852-55-5387 FAX：0852-55-5552

ホームページ URL

[https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/toshiseibibu\\_kenchikusinsaka/keikan\\_okugaikokokubutsu/2/20784.html](https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/toshiseibibu_kenchikusinsaka/keikan_okugaikokokubutsu/2/20784.html)

又は、

[松江市ホームページ](#)→[ホーム](#)→[産業・ビジネス](#)→[景観・屋外広告物](#)→[景観について](#)→[景観事前協議制度](#)

E-mail：keikan@city.matsue.lg.jp

---

---